平成２９年（フ）第２３０号
徳島県徳島市大和町１丁目８番10号
債務者　髙志　光代
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　　晋介
4　破産債権の届出期間　平成29年12月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月25日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１４６号
福島県郡山市細沼町11番28号　ライオンズマンション1001号、前住所新潟市中央区下大川前通２ノ町2163プライムローズ1205（前々住所）東京都多摩市東寺方99番地の10
債務者　佐藤　英晃
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　細川　卓也
4　破産債権の届出期間　平成30年１月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月26日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第６２５号
神奈川県小田原市堀之内89番地の７
債務者　渡邊也寸志
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古田　　玄
4　破産債権の届出期間　平成29年12月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月14日午前10時
6　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第５０号
大分県中津市大字高瀬53番地４
債務者　津留　典子
1　決定年月日時　平成29年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永松　裕士
4　破産債権の届出期間　平成29年12月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月１日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成２９年（フ）第５５４号
神奈川県厚木市金田373番地４
債務者　持田　尚人
1　決定年月日時　平成29年11月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　志保
4　破産債権の届出期間　平成29年12月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月21日午後２時
6　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第１６４３号
三重県四日市市平津町168―１　レオパレスＢＵＪＩＲＯ　114号室、住民票上の住所愛知県一宮市千秋町塩尻字東出672番地
債務者　鵜飼　徹也
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野村　朋加
4　破産債権の届出期間　平成29年12月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月20日午前11時
6　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第７１７号
宮城県登米市迫町佐沼字錦159―１　ニューシャンポールＡ201、住民票上の住所仙台市青葉区中山１丁目４番12号　中山ハイツ６
債務者　尾張　真人
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第９７号
秋田県横手市平鹿町醍醐字荒処143番地６
債務者　佐藤　八郎
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２９年（フ）第２１９号
北海道旭川市旭町２条１丁目31番地の138　ミツワハイツ107号
債務者　菅原まり子
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月31日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２５３号
北海道旭川市近文町15丁目3047番地の１　ハイエスト近文　101号室
債務者　友添　　悟
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月14日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３６１１号
大阪府寝屋川市豊里町20番９号
債務者　吉田　洋枝（旧姓下平）
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４８６７号
大阪市西区江之子島２丁目２番21―901号
債務者　コラレイトデザインこと　横田　直也
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４９３５号
大阪府茨木市小柳町４番18号　ロイヤルガーデン　206号
債務者　亀山　三男
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４９４２号
大阪府高槻市芥川町２丁目24番10号チェリーアクタ301号、前住所大阪府高槻市辻子１丁目12番３号
債務者　秋山　　翔
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１７１号
沖縄県宜野湾市普天間２丁目29番６―301号メゾンひで、住民票上の住所沖縄県宜野湾市普天間１丁目19番13号
債務者　古波藏英人
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部